

(昭和 62 年 8 月 30 日 京都新聞)

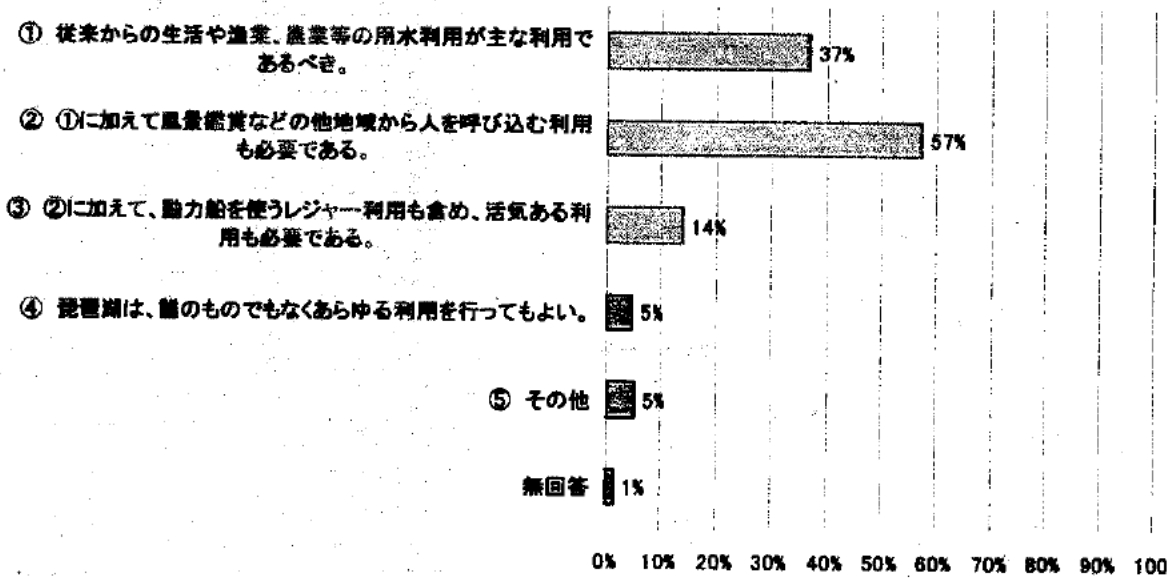
(昭和 61 年 5 月 4 日 毎日新聞)

(昭和 60 年 7 月 25 日 京都新聞)

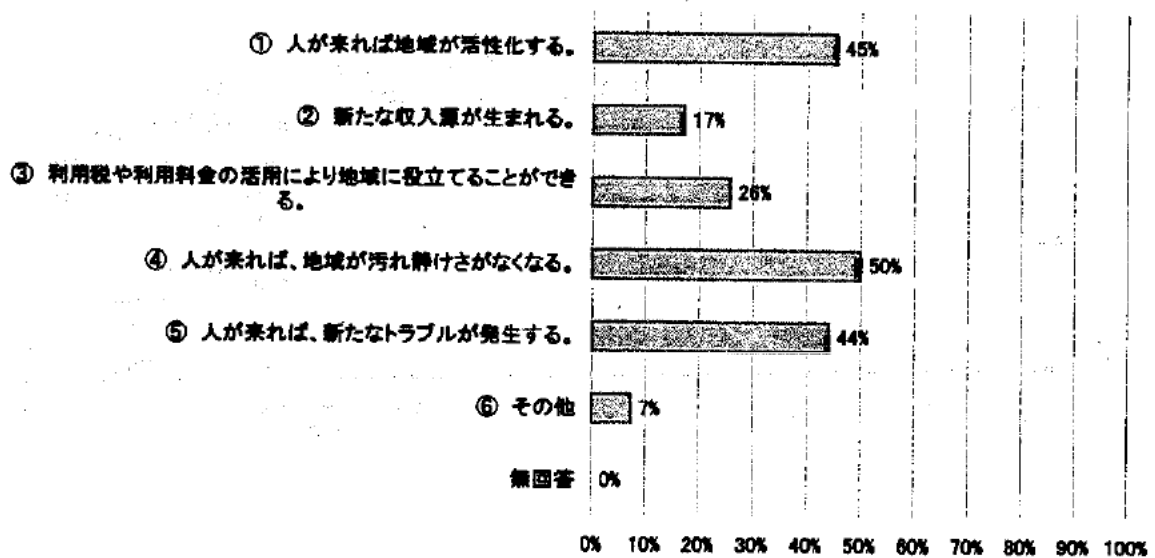
資料Ⅱ-4-5 漁業関係者、沿岸自治会へのアンケート調査結果

(平成13年度アンケート結果)

Q：琵琶湖の利用は主にどのような物が適切と考えますか？



Q：地域にたくさんの方が来ると、その地域はどうなりますか？



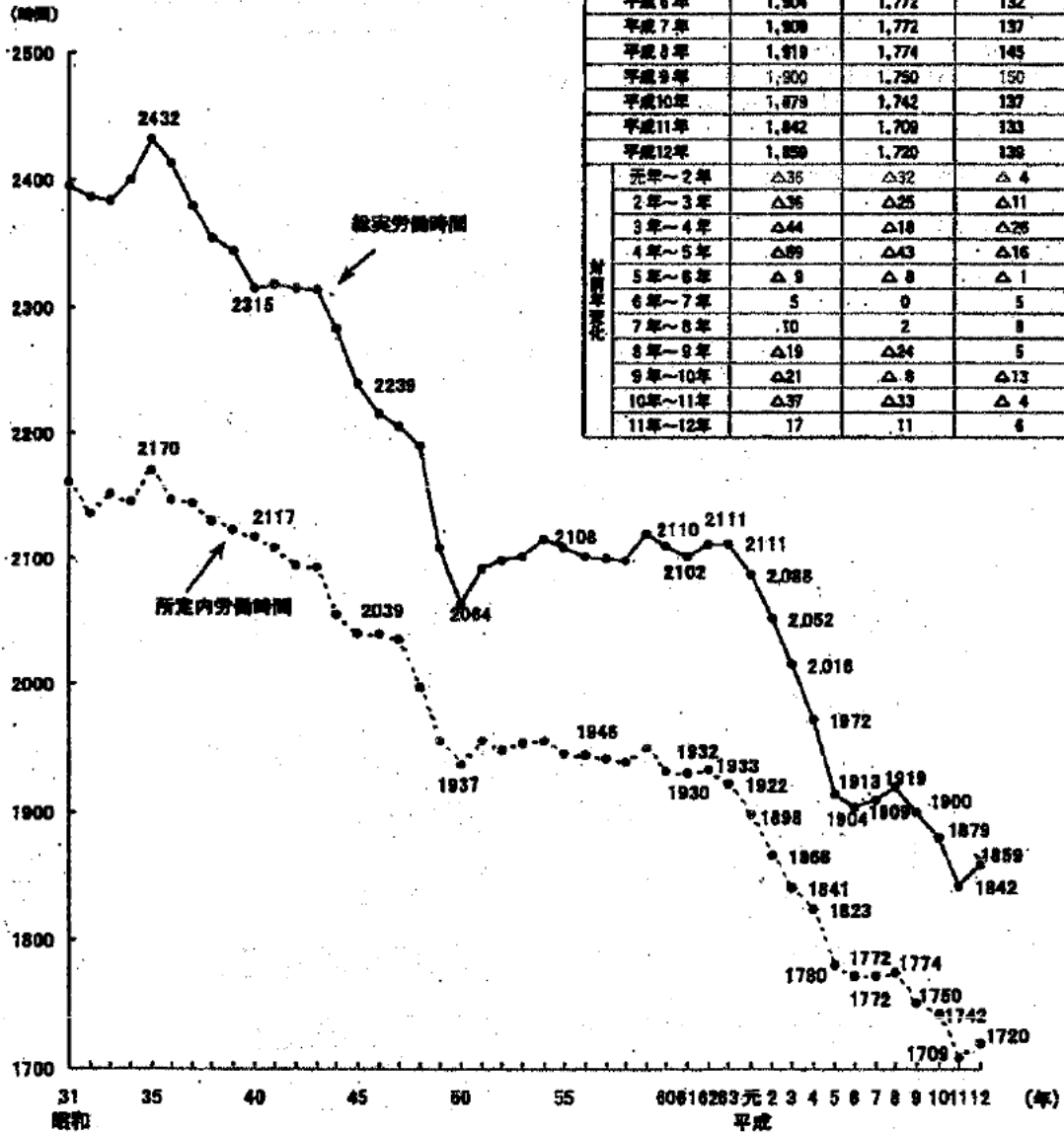
資料Ⅱ-4-6 労働者1人平均年間総実労働時間の推移

(観光白書平成13年版、2001.7.30)

図表1 年間総実労働時間の推移(調査産業計)

労働時間の变化状況 (単位:時間)

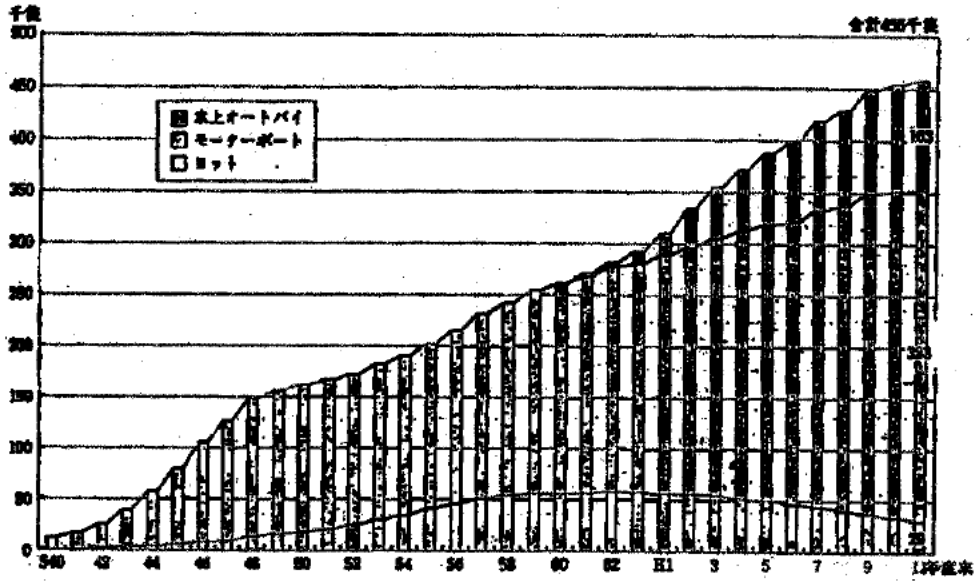
	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
平成元年	2,088	1,898	190
平成2年	2,052	1,866	186
平成3年	2,016	1,841	175
平成4年	1,972	1,823	149
平成5年	1,813	1,780	133
平成6年	1,904	1,772	132
平成7年	1,909	1,772	137
平成8年	1,819	1,774	145
平成9年	1,900	1,750	150
平成10年	1,879	1,742	137
平成11年	1,842	1,709	133
平成12年	1,859	1,720	139
元年~2年	△36	△32	△4
2年~3年	△36	△25	△11
3年~4年	△44	△18	△26
4年~5年	△89	△43	△46
5年~6年	△9	△8	△1
6年~7年	5	0	5
7年~8年	10	2	8
8年~9年	△19	△24	5
9年~10年	△21	△8	△13
10年~11年	△37	△33	△4
11年~12年	17	11	6



資料Ⅱ-4-7

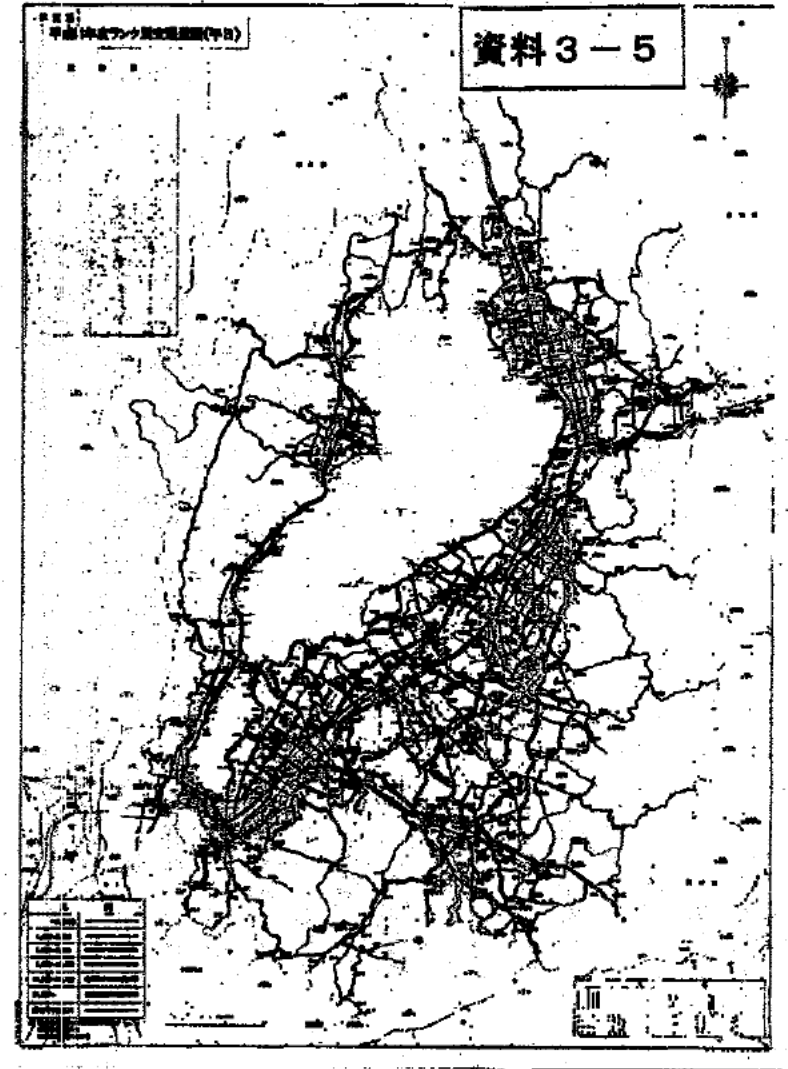
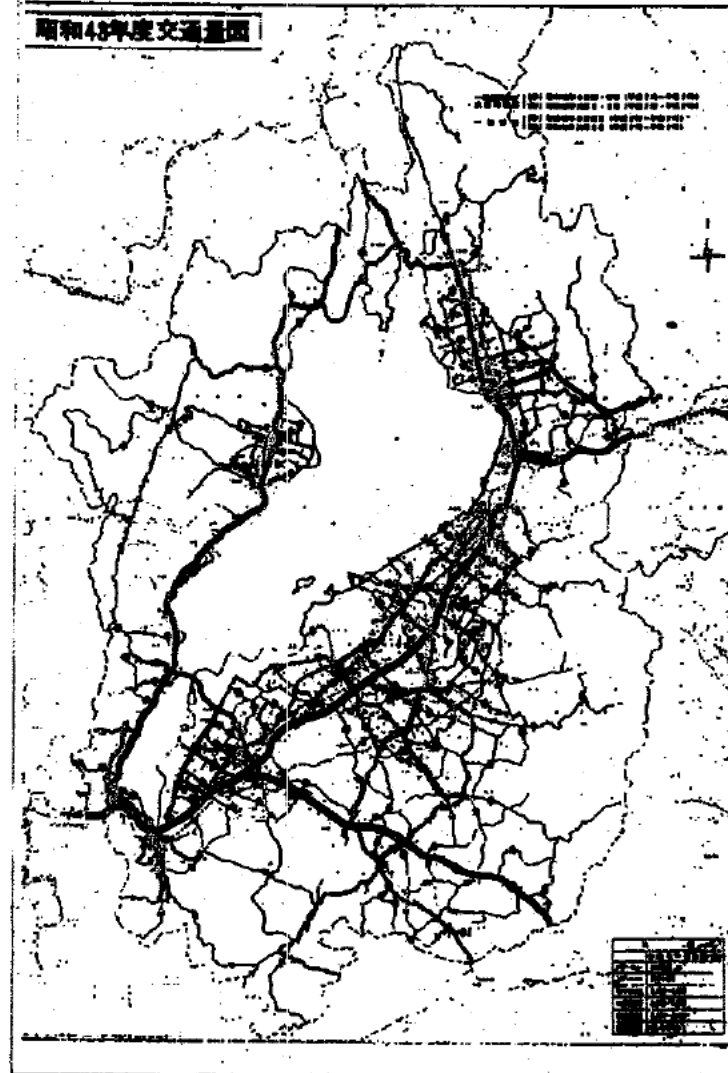
余暇活動参加人口の推移 (レジャー白書 2001、2001.7.25)

(4) スポーツ部門	参加人口(万人)								
	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
(1) ジョギング、マラソン	2,440	2,630	2,490	2,500	2,580	2,430	2,270	2,420	2,690
(2) 体操 (器具を使わないもの)	3,050	3,400	3,210	3,240	3,190	2,970	3,090	3,110	3,340
(3) トレーニング	1,250	1,370	1,150	1,250	1,280	1,220	1,310	1,350	1,600
(4) エアロビクス、ジャズダンス	510	510	440	420	490	430	580	530	620
(5) 卓球	1,400	1,540	1,390	1,230	1,240	990	1,080	900	1,400
(6) バドミントン	1,520	1,610	1,440	1,270	1,150	1,090	1,230	1,070	1,110
(7) キャッチボール、野球	2,090	2,130	1,750	1,700	1,690	1,520	1,590	1,520	1,730
(8) ソフトボール	1,440	1,370	1,190	1,070	910	900	860	710	780
(9) サイクリング、サイクルスポーツ	1,560	1,650	1,760	1,430	1,440	1,450	1,560	1,450	1,570
(10) アイススケート	820	880	680	580	520	360	490	320	410
(11) ボウリング	3,720	4,080	3,880	3,750	3,780	3,410	3,750	3,060	3,320
(12) サッカー	700	920	810	730	700	630	610	620	700
(13) バレーボール	1,210	1,220	940	940	840	740	820	770	800
(14) バasketボール	710	780	680	640	670	550	590	530	490
(15) 水泳 (プールでの)	2,630	2,630	2,480	2,340	2,470	2,050	2,260	2,170	2,390
(16) 柔道、剣道、空手などの武道	340	410	280	300	290	280	240	320	350
(17) ゲートボール	140	200	190	160	150	130	110	120	120
(18) ゴルフ (コース)	1,480	1,440	1,450	1,420	1,380	1,340	1,270	1,220	1,290
(19) ゴルフ (練習場)	1,940	2,020	1,690	1,600	1,560	1,440	1,400	1,320	1,390
(20) テニス	1,380	1,380	1,300	1,140	1,070	1,030	940	790	810
(21) 乗馬	60	80	40	60	100	70	80	60	50
(22) スキー	1,850	1,860	1,720	1,630	1,670	1,360	1,400	1,230	1,160
(23) スノーボード	-	-	-	-	-	320	400	430	460
(24) 釣り	1,760	1,980	1,950	1,850	1,980	1,970	2,020	1,750	1,680
(25) スキンダイビング、スキューバダイビング	100	180	170	140	170	130	190	130	150
(26) サーフィン、ウィンドサーフィン	70	140	50	120	100	90	140	90	100
(27) ヨット、モーターボート	140	160	180	110	100	90	120	120	110
(28) ハンググライダー、パラグライダーなど	30	10	20	40	40	20	20	40	30



資料Ⅱ-4-9

琵琶湖周辺道路位置図（昭和45年：琵琶湖総合開発事業実施前）



資料Ⅱ-5-1

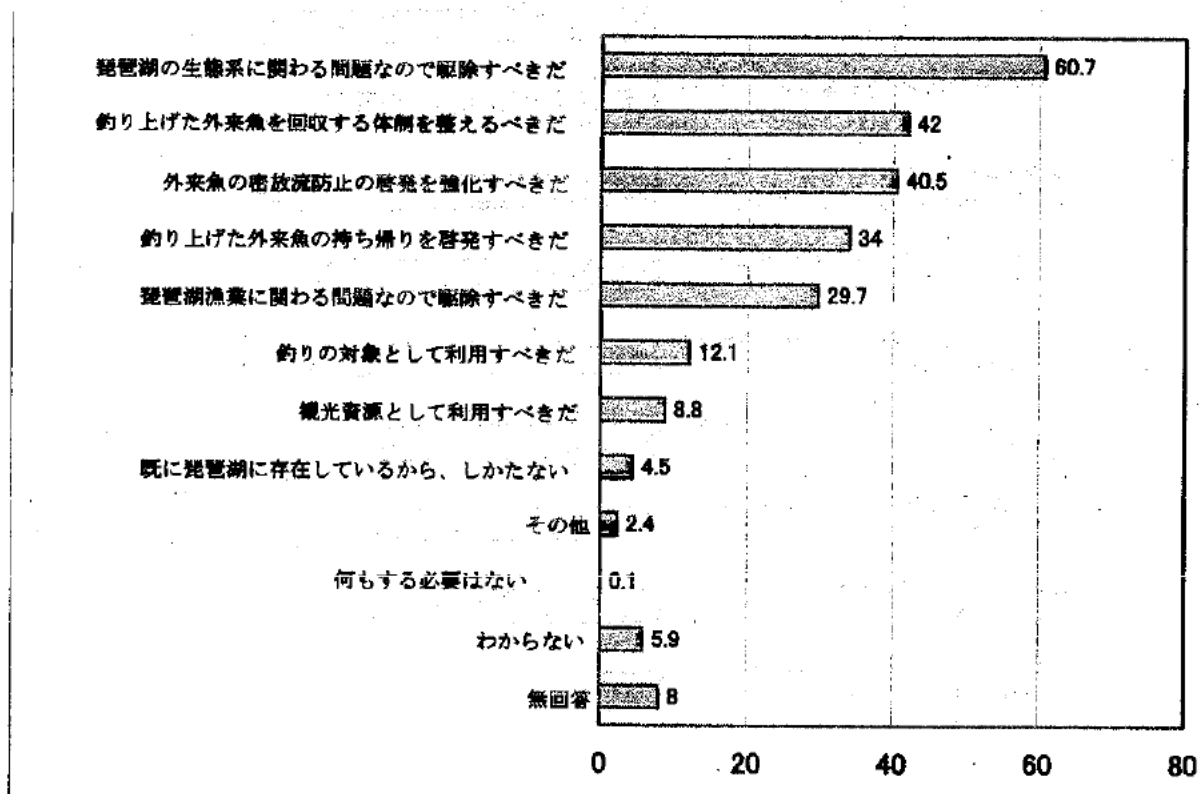
琵琶湖の諸データ一覧表

・面積	673.8km ²
・周囲	235km
・最大水深	104m
・貯水量	275億m ³
・生息魚類	54種(余呉湖を含む)
うち固有種	11種
天然記念物	1種
・漁業生産量	2,099t(平成11年)
・漁業生産額	1,995百万円(平成11年、養殖は含まない)
うちアユ苗およびコアユ	1,150百万円
・漁船数	1,181隻(平成12年12月31日現在)
うち動力船	1,001隻
・漁港数	
第1種漁港	20
船溜	45
・沿岸自治会数	191(推定分を含む)
・湖岸緑地面積(都市公園)	114.9ha(平成10年度現在、大津市を除く)
・湖岸の抽水植物群落面積	128.7ha(平成9年調査)

資料Ⅱ-5-2 外来魚対策について

(滋賀県政世論調査・平成12年度、2001.11)

(問22で「よく知っている」「ある程度知っている」「聞いたことはある」と答えた方に)
問22付問2. あなたは、今後、外来魚対策についてどのように進めるべきだと思いますか。(〇はいくつでも)



■ 外来魚対策の1位は「琵琶湖の生態系に関わる問題なので駆除すべきだ」(61%)

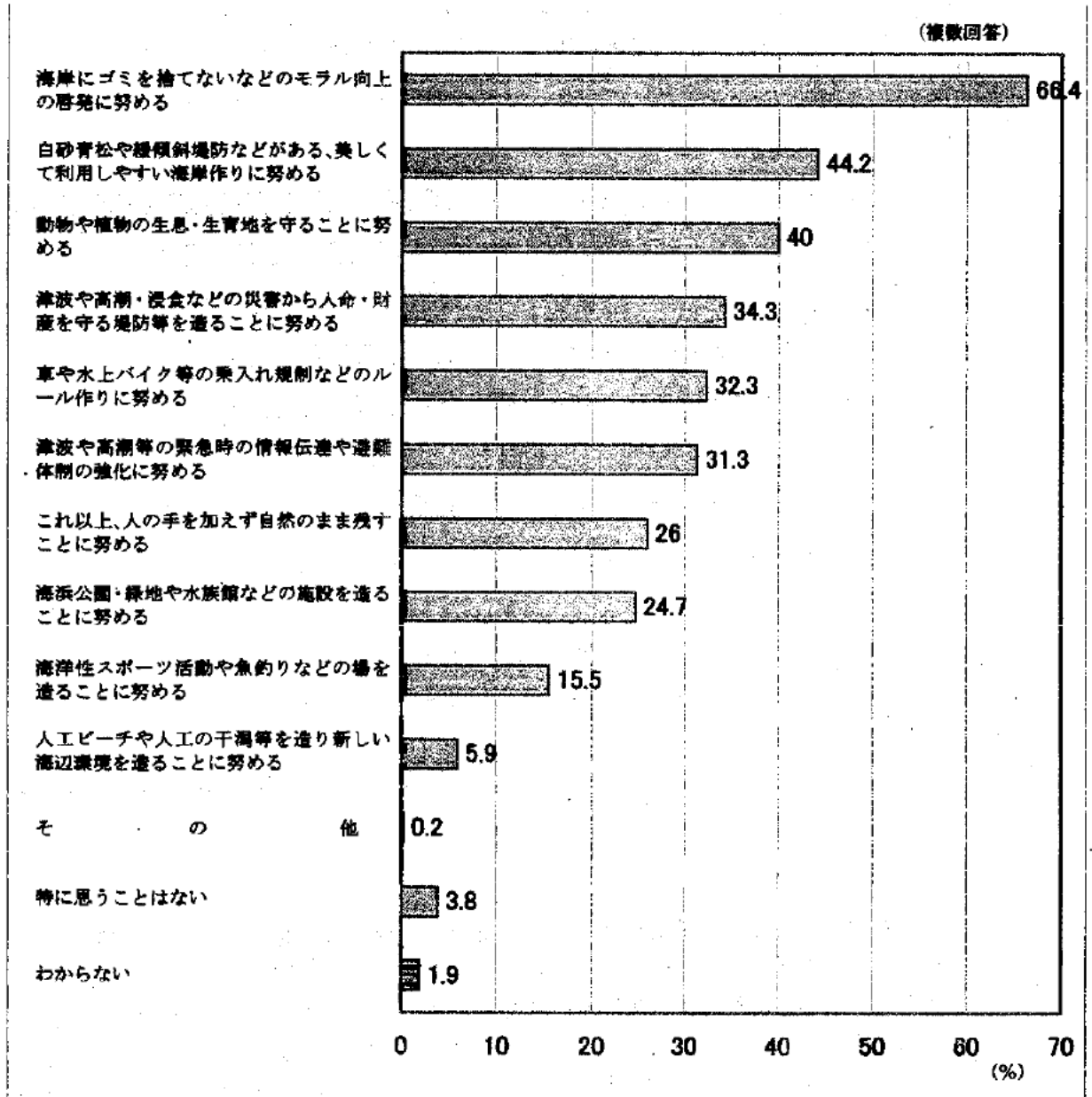
今後、外来魚対策についてどのように進めるべきだと思うか聞いたところ、1位が「琵琶湖の生態系に関わる問題なので駆除すべきだ」で60.7%、2位が「釣り上げた外来魚を回収する体制を整えるべきだ」で42.0%、3位が「外来魚の密放流防止の啓発を強化すべきだ」で40.5%となっている。以下は「釣り上げた外来魚の持ち帰りを啓発すべきだ」が34.0%、「琵琶湖漁業に関わる問題なので駆除すべきだ」が29.7%などの順で並んでいる。

【地域別】

全地域で1位にあがっている「琵琶湖の生態系に関わる問題なので駆除すべきだ」は大津・志賀で比率が高く、湖南で低い。「外来魚の密放流防止の啓発を強化すべきだ」は湖北、大津・志賀で、「釣り上げた外来魚の持ち帰りを啓発すべきだ」は湖東で、「琵琶湖漁業に関わる問題なので駆除すべきだ」は湖西でそれぞれ比率が高い。

資料Ⅱ-5-3 将来の海辺への要望

(海辺ニーズに関する世論調査、2000. 8)



資料Ⅲ-1-1 地域協議会の基本的な考え方

<p>1. 何のために開催するのか？</p> <p>現在、琵琶湖でのレジャー利用のあり方が問題となっている一因として、関係者間の意志疎通の不足や行政関与の希薄さが考えられるため、次の2つの目的を想定する。</p> <p>① 琵琶湖のレジャー利用に関して、行政（県・市町）を交え関係者が利害調整や意見交換を行う</p> <p>ex. ・地元住民、漁業関係者、レジャー利用関係者等の中で話し合いを行いたい ・琵琶湖全体に係るルールについて、地域を限って一部の事項を追加して適用したい（地域ルールの設定） ・地域の活性化にレジャー利用を活用したい</p> <p>② 利用協定地区（仮称）に関する事項を決定するため</p> <p>ex. ・利用協定地区の範囲、地区ルール、対象となる利用区分等を決めたい ・リーダーを選定したい</p>
<p>2. 「地域単位で関係者が協議できる場」（以下「協議会」）はどのような権限を有するのか、実効性はどのように担保するのか？</p> <p>○ 基本的には、関係者間の申し合わせ事項を定めるものであり、協議会で決定されるレジャー利用に関する事項がそのまま法的権限を有するというわけではない。</p> <p>○ ただし、行政が協議会に参画して積極的な関係を持つこととなるほか、協議会で決定された事項について、行政は必要に応じて条例等で法的効力を持つよう所要の手続きをとる、あるいは広報により周知徹底を図る等の措置をとる。</p>
<p>3. どのような場合に開催するのか？</p> <p>次の場合に開催する。</p> <p>① 特定の地域のレジャー利用について、住民、漁業関係者、レジャー利用者等の当事者から開催の申し出があったとき。</p> <p>② 県または市町が、開催が必要と判断したとき。</p>
<p>4. 地域ルールを設定することで地域毎のばらつきが出てくるのは構わないのか？</p> <p>○ 琵琶湖および湖岸域一円に関するルールが設定されても、自治会単位程度に細分してみると、地域固有の事情から一部の事項を追加した方が望ましい場合が生じると考えられるため、「地域ルール」を設定できる手段は備えておくべきである。</p> <p>○ 地域別の固有なルールが成立した場合には、広報や適正利用に関する普及啓発活動の中で周知徹底を図ることとする。</p>
<p>5. 開催する場合の主体（協議会の主催者）はどこか？</p> <p>○ 発議者の如何を問わず、県が主体となる。</p> <p>○ 当該地域の市町は、主催者でなくても必ず参加する。</p> <p>○ 協議会の運営、進行等は主体である県が受け持つ。</p>
<p>6. 協議会に参画する者をどのようにして特定するか</p> <p>○ 県、市町、当該地域の自治会および漁業関係者は、協議会参画者として特定が可能。</p> <p>○ レジャー利用者については、次の考え方で特定する。</p> <p>・協議の対象となる利用種別の利用者団体に参画を依頼</p> <p>・当該地域に参画者募集の公告を一定期間掲示し、希望者を公募</p> <p>○ 必要に応じて、第三者（知見を有するNPO等）、学識経験者等に参画を依頼する。</p> <p>○ 参画する関係者は最終的に県が指名するが、指名者や参画範囲に意見がある者は申し出ができるようにし、申し出があれば県はそれを踏まえて判断する。</p>
<p>7. 協議会に参画する者にはどのような義務が発生するのか？</p> <p>○ 協議会への参画者は県が指名するが、意に沿わなければ拒否したり代理を立てることができる。</p> <p>○ 指名された者が協議会に出席するのは義務ではなく権利。しかしながら、協議会で決定した事項について、参画者が遵守するのは当然のことと考えられる。</p> <p>○ 協議会の参画者については、誰がどのような立場で参画していただいたかを明らかにするとともに、協議経過等を公開していく必要があるが、協議会の決定事項に対して参画者個人が責を負うものではない。</p> <p>○ しかし、参画者が誹謗中傷を受けたり、危険な立場に追い込まれるような事態は避けねばならず、そのようなおそれがあったり兆候がみられる場合には、参画者名や協議会経過の非公開等の措置が必要となる。</p>